

# 解説資料（続報）

2022年12月  
日本生命保険相互会社  
団体年金コンサルティングG



## 【議決事項について】

・ 通知の発出に伴う監事監査規程の変更について	.....	2
-------------------------	-------	---

**NEW**

## 【議決事項について】

## 対象

- 「オンライン会議システム等のデジタル技術を活用した方式」により監事監査を実施する基金。

## 概要

- 令和4年12月23日付通知「「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の一部改正について」※の発出により、「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の別紙5「企業年金基金監事監査規程要綱」が改正され、監事監査の方法として「オンライン会議システム等のデジタル技術を活用した方式」が追加されました。

※ 「「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の一部改正について」（令和4年12月23日 年企発1223第2号）

- 上記の取扱いを実施する場合は、監事監査規程の変更が必要になります。

### 【監事監査の種類・監査方法について】

改正前	改正後
・ 監査は、定例監査及び特別監査とし、書面又は実地により行うものとする。	・ 監査は、定例監査及び特別監査とし、書面、 <u>実地又はオンライン会議システム等のデジタル技術を活用した方式により実施するものとする。</u>

## 議決する内容

- 「オンライン会議システム等のデジタル技術を活用した方式」により監事監査を実施することができる旨を監事監査規程に定めることについて、議決を得る必要があります。

## 基金内手続き

- 代議員会の議決（理事長専決可）。

## 行政手続き

- 行政手続き不要。